

2013年5月25日

裁判員制度の今とこれから

弁護士 小原 健

1 なぜ裁判員裁判？

(1) 今までの刑事裁判

職業裁判官による裁判の限界

(2) 世界の趨勢

陪審員裁判

参審員裁判

(3) 戦前の日本（1928～1943年）

陪審法の停止

(4) 司法制度改革審（2001年6月）

(5) なぜ素人なのか

- ・ 裁判の仕組みや法律が分かっていなくてよいのか
- ・ 議論の経験や勉強をしなくてもよいのか
経験や勉強がなくてもよいのなら裁判官は何をしていたのか
- ・ なぜ精神的に苦しい思いまでして、しなくてはならないのか

2 裁判員裁判のあらまし

(1) 制度の流れ

名簿 通知 くじ 呼び出し 選択 参加 審理 評議 判決

(2) 制度の特徴

無作為抽出

職業裁判官と非職業裁判官の共同作業

平等・多数決

事件単位

有罪無罪と量刑を判断

重罪事件

選択権の不存在

3 実態

(1) 対象被告人数

6461人（内判決4988人）

日本経済新聞 2013年5月20日付朝刊。これが一番新しいデータ。対象期間は、施行から本年5月までの4年間。

- (2) 裁判員数
3万7951人
- (3) 死刑事件と無罪事件
死刑判決 16件
無罪判決 26人
- (4) 重罰と緩刑
性犯罪は重く、時には求刑を越える(0.9%)
- (5) 保護観察の増加
裁判官裁判より執行猶予は多少増加(13.0% 15.6%)
保護観察は大幅に増加(35.8% 55.7%)
- (6) 期間
平均開廷日数 5.7日(2~95日)
* 審理期間は延びているが、開廷時間はそれほど増加していない。
- (7) 控訴
裁判官裁判時代と較べて控訴率はあまり変わらない。
原判決破棄率は顕著に低下している
事実誤認 2.6% 0.5%
量刑不当 5.3% 0.6%
(判決後の情状による破棄 8.4% 5.0%)
- (8) 裁判員の感想
参加する前は52.5%がやりたくない
参加後は95.4%よい経験
- (9) 裁判官の感想
大阪地裁裁判官
- ・ 「はじめに感じたのは、裁判員の真面目さ、勤勉さである」
 - ・ 「裁判員の方がいろんな観点から議論されることに触れ、裁判官としても大きな成長ができる」
 - ・ 「高揚感を感じ、意義深いものを感じている」
 - ・ 「評議では、私が記憶に止められなかった証言なども指摘していただき、恥ずかしい思いをするときもある」

同上

同上

最高裁判所事務総局「裁判員裁判実施状況の検証報告」(平成24年12月)による。対象期間は、平成21年5月21日~平成24年3月31日までの3年間。

同上

同上

同上

同上

平成22年5月30日の大阪高裁での意見交換会

- ・ 「裁判官としても成長できるという感想は正にそのとおりである」
- ・ 「私たちが当然のようにやっていることをもう一度考え直さなければならないと思っている」

東京地裁裁判官

- ・ 「(裁判員で) 不安を訴える人は責任感のある人」
- ・ 「裁判員との評議の中で、基本に立ち返って考えることが多くなった。・・・その意味で裁判官にとってとても良い制度である」
- ・ 「裁判官にもそれなりの負担があり、裁判員にも負担を与えることがあるが、それを超えるやりがいがある。」
- ・ 「こちらが驚くほど正確に内容を理解している人もいる。・・・思った以上に感情に流されない」
- ・ 「市民は賢いというのが、全般的な印象である。わが国民はレベルが高いと思った」
- ・ 「裁判員の方々と評議して、いつも自分の気づかないことではっと目を開くような思いをしている」
- ・ 「国民の参加意欲の高さを実感している。そのような裁判員裁判に関わられて幸せである」
- ・ 「裁判員裁判で一番感じるのは、自分たちは悪いことをした人に会いすぎているということである。裁判員は初めて悪いことをした人を見るので、見方が違うことを感じる」

名古屋地裁裁判官

- ・ 「事件に入る度に裁判員の意見、発想等に目から鱗が落ちる思い。特に裁判員はそれぞれ経験や立場が異なる。議論の中で人生を踏まえた深みのある意見をぶつけてくる。裁判官だけではできなかった」
- ・ 「非常に深い意見で、事件の理解も深まる実感、充実感を感じる」
- ・ 「裁判員は自分の意見を言わないのでは？感情に流されるのでは？細かいところにこだわるのでは？そんな質問を受けたが全くあてはまらない。そう感じたことは一回もない」
- ・ 「20年以上裁判に携わっているが意見を交換することが幸せなことだと感じる」
- ・ 「本当に奥の深い制度だと感じる」
- ・ 「これまで裁判官が当然と感じていた事柄を、ずばっと質問してくることがある」

4 何を変えたのか

(1) 刑事裁判のありかた

保釈、証拠開示、量刑

(2) 裁判官の意識

少なくとも刑事裁判官は変わった。

(3) 国民の意識

裁判への関心。自分でできる。現実的な感覚。

(4) 国民への意識

国民はできる。専門性とは何か。

5 これからのこと

- (1) 分かりにくくなってきたのでは
- (2) 守秘義務の改善
- (3) 特定犯罪の除外
- (4) 死刑事件の取扱い
- (5) 負担の軽減
- (6) 制度は万能ではない
- (7) 民事事件への導入

以上